

財団法人北九州市環境整備協会寄付行為

昭和 57 年 3 月 18 日
(認 可 ・ 施 行)

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、財団法人北九州市環境整備協会という。

(事務所)

第 2 条 この法人は、事務所を北九州市戸畑区新池一丁目 2 番 1 号にお
く。

(目的)

第 3 条 この法人は、廃棄物の処理並びに環境衛生に関する調査、研究、
検査及び相談指導を通じ生活環境の健全化を推進し、地域住民の福祉
の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 廃棄物の処理及び公害防止に関する事業
- (2) 環境衛生に関する調査、研究、検査及び相談指導
- (3) 浄化槽法並びに水道法に基づく浄化槽及び簡易専用水道の定期検
査業務
- (4) 環境衛生に関する教育及び講習の実施
- (5) 環境衛生思想の啓蒙、普及及び情報の提供
- (6) 第 2 号、第 4 号及び第 5 号を目的とする公共の施設の維持管理並
びに運営に関する事業
- (7) その他前条の目的を達成するために理事会において必要と認めた
事業

2 前項に掲げる事業の実施については、主務官庁の助言、指導に従い
社会公益に資する事業を優先的に実施するものとする。

第 2 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 5 条 この法人の資産は、次に掲げるものとする。

- (1) 設立当初寄付された財産
 - (2) 寄付金品
 - (3) 資産から生ずる収入
 - (4) 事業に伴う収入
 - (5) 会費その他の収入
- (資産の種類)

第6条 この法人の資産は、基本財産と運用財産の2種に分ける。

2 基本財産は、次に掲げるものをもってこれに充てる。

- (1) 前条第1号の資産
- (2) 基本財産に編入することを指定した寄付金品
- (3) 理事会の決議により基本財産に繰り入れた金品

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第7条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て定める。

2 基本財産のうち現金は、銀行に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債に換えて保管するものとする。

(経費の支弁)

第8条 この法人の経費は、運用財産をもってこれに充てる。

(事業計画及び予算書)

第9条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、毎会計年度開始前に理事会の議決を経て定める。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第10条 前条の規定にかかわらず止むを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び収支計算書)

第11条 この法人の事業報告書及び収支計算書は、毎会計年度終了後理事長が作成し、5月末日までに監事の監査を経て理事会の承認を得るものとする。

(会計年度)

第12条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

(剰余金の処分)

第13条 会計年度末に剰余金を生じたときは、理事会の議決を経て、その全部又は一部を翌年度に繰越しをするか、又は積立金として積立てるものとする。

第3章 会員

(会員)

第14条 この法人の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 この法人の趣旨に賛同し、出資金を納付し、かつ、所定の会費を納入する法人又は個人
- (2) 賛助会員 この法人の事業に協力し、所定の会費を納入する法人又は個人
- (3) 特別会員 環境衛生に関し学識経験を有する者及びこの法人に功労のあった者で理事会の推せんしたもの

(入会手続)

第15条 正会員及び賛助会員となろうとする者は、所定の様式により入会申込みをし、理事会の承認を受けるものとする。

(会費及び徴収方法等)

第16条 会費は、第14条第1号及び第2号に掲げる会員について徴収するものとし、その額及び徴収方法は理事会の議決を経て理事長が定める。

2 既納の会費は、理由の如何を問わず返却しないものとする。

(退会)

第17条 会員は、退会の届出によってその身分を失うものとする。

(除名)

第18条 会員としてふさわしくない行為があった者又は会費の納入を怠った者は、理事会の議決により除名することができる。

第4章 役員

(役員の種類別)

第19条 この法人に、次の役員を置く。

理事長	1名
副理事長	1名
理事	10名以上15名以内(理事長及び副理事長を含む。)
監事	2名

(役員を選任等)

第20条 理事及び監事は、理事会において選任する。

- 2 理事の互選により理事のうち1名を理事長、1名を副理事長とする。
- 3 理事長は、理事会の承認を経て専務理事1名を置くことができる。
- 4 理事及び監事は相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第21条 理事長は、この法人を代表し、業務を総理する。

- 2 理事長に事故あるときは、副理事長がその職務を代行し、理事長、副理事長ともに事故があるときは、専務理事がその職務を代行する。
- 3 専務理事は、理事長の指示を受けて業務を処理する。
- 4 理事は、理事会を組織し、この寄付行為の定めるところにより、この法人の業務を審議決定する。
- 5 監事は、民法第59条の職務を行う。

(役員任期)

第22条 理事及び監事の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任した場合又は任期満了した場合においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(顧問)

第23条 この法人に顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の推せんにより理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、重要な事項について理事長の諮問に応ずるものとする。

(役員報酬)

第24条 役員は、有給とすることができる。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 役員報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が定める。

第5章 理事会

(構成)

第25条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第26条 理事会は、この寄付行為に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

(招集)

第27条 理事会は、必要に応じ毎年2回以上理事長がこれを招集する。

2 理事現在数の3分の1以上の理事が付議すべき事項を示して請求したときは、理事長はすみやかに理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、理事に対し会議の目的である事項及びその内容並びに日時及び場所を示した文書をもって予め通知しなければならない。

(定足数)

第28条 理事会は、理事の現在員の3分の2以上が出席しなければ開会することができない。

2 理事の代理人（他の理事に限る）はこれを認める。

(議長)

第29条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(議決)

第30条 理事会の議事は、出席理事の過半数の同意をもって決し・可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任表決等)

第31条 やむを得ない理由のため会議に出席できない理事は、他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第28条及び前条の規定の適用については出席したものとみなす。

2 簡易な事項又は急を要する事項については、書面を送付して賛否を求め、会議に代えることができる。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 開会の日時及び場所

(2) 理事の現在数

(3) 会議に出席した理事の氏名（代理人及び委任表決者を含む。）

(4) 議決事項

(5) 議事の経過要領及び発言者の発言要旨

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席理事の中からその会議において選出された議事録署名人2名以上が署名しなければならない。

第6章 事務局

(設置)

第33条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長その他の職員は有給とし、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が定める。

(書類等の備付け)

第34条 本協会の主たる事務所には、常に次に掲げる書類及び帳簿を備えておかななければならない。

- (1) 寄付行為
 - (2) 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書
 - (3) 事業報告書及び収支計算書
 - (4) 正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録
 - (5) 事業計画書及び収支予算書
 - (6) 許可、認可及び登記に関する書類
 - (7) 理事会等の議事に関する書類
 - (8) その他必要な書類及び帳票
- 2 前項第1号から第8号までに掲げる書類については、原則としてこれを一般の閲覧に供しなければならない。ただし、第2号のうち、履歴書及び職員の名簿についてはこれに含めないものとする。
 - 3 書類等の一般の閲覧に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が定める。

第7章 寄付行為の変更及び解散

(寄付行為の変更)

第35条 この寄付行為は、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、主務官庁の認可を得なければ変更することができない。

(解散)

第36条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、主務官庁の認可があったとき解散することができる。

(残余財産の処分)

第37条 この法人が解散のときに有する残余財産は、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、主務官庁の許可を得て、

この法人と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第8章 補則

(委任)

第38条 この寄付行為に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が定める。

付 則

- 1 この寄付行為は、この法人の設立許可のあった日から施行する。
- 2 この法人の設立初年度の事業計画及び予算書は、第9条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
- 3 この法人の設立初年度の会計年度は、第12条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和57年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の役員は、第20条第1項及び第2項の規定にかかわらず設立者の定めるところとし、その任期は、第22条第1項の規定にかかわらず昭和58年3月31日までとする。

付 則

この寄付行為は、寄付行為の一部変更認可のあった日から施行する。
(平成2年5月23日認可)

付 則

この寄付行為は、寄付行為の一部変更認可のあった日から施行する。
(平14年5月22日認可)

付 則

この寄付行為は、寄付行為の一部変更認可のあった日から施行する。
(平15年1月30日認可)

付 則

この寄付行為は、寄付行為の一部変更認可のあった日から施行する。
(平19年6月5日認可)

付 則

この寄付行為は、寄付行為の一部変更認可のあった日から施行する。
(平20年8月8日認可)